

■著作権とはどんな権利か

「著作権」とは著作家の財産的利益を保護する権利をさし、著作家が著作物を創作した時点で発生する。特許権などの知的財産権を取得するには申請や登録が必要だが、著作権は著作物を創作しただけで自動的に与えられる。著作家の精神的利益を保護する「著作人格権」も同様だ。

著作権法は、著作物を、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、または音楽の範囲に属するもの」と定めている。具体的には、小説、楽曲、マンガ、舞踊、映画、写真などのほか、地図、芸術的な建築物、コンピュータ・プログラムなども著作物である。

著作権として保護されるのは、著作物の利用を独占し他人の利用を禁止する、また使用料などの条件をつけて他人の利用を許諾する権利である。利用の態様によって、複製権（「コピーする権利」）、著作権のなかで最も重要で基本的な権利）、上演権・演奏権、上映権、頒布権などがあり、著作権とはいわばこれらの「権利の束」である。なお、著作物を「伝達する者」を保護するのが「著作隣接権」で、「伝達する者」には実演家、レコード製作者、放送事業者などが含まれる。

大量のデジタル情報が生産・流通・消費される時代を迎えて、一九九七年の著作権法改正では、新たな著作権として公衆送信権が加えられた。公衆送信権は放送権、有線放送権と、インターネットを利用した送信について規定する自動公衆送信権からなる。自動公衆送信権には、データをサーバーにアップロードするなど、送信が可能な状態を作り出すことまで含まれる。

しかしこのような改正は、ITの急速な進歩に追いつかないのが現状である。とくに光ファイバーなどブロードバンド（高速大容量）通信が普及したことで、著作権の保護は曲がり角に直面している。

アナログ時代には、本やCD、ビデオテープのように、本来無形財である著作物は媒体と一体で流通した。そのため、著作権侵害を取り締まるには違法CDを取り締まればよかったし、媒体の「コピー」に「コスト」がかかり、品質

劣化を招くことが、「コピー行為自体への歯止め」となっていた。しかし、デジタル時代にはこういった歯止めはほとんど意味を持たない。

林紘一郎・情報セキュリティ大学院大学副学長は、著作権の問題を現行の制度内で解決するのは困難と指摘し、デジタル時代に対応した「情報法」の構築が必要と訴える。また、著作権侵害への対抗策として、侵害公示制度（たとえば侵害情報を公衆に知らせるため、検索エンジンで必ずヒットするよう工夫するなど）を新設して、侵害状態の継続に対する制裁にすべきと提案している（日本経済新聞〇五年二月一五〇日付）。

■保護期間は延長すべきか

著作権が保護されるのは、原則として、著作家が著作物を創作したときから、「著作家の生存している期間」＋「死後五〇年間」である。権利者が不明または団体名義の場合の保護期間は公表後五〇年で、映画については〇四年の改正で公表後七〇年に延長された。保護期間は、権利者の保護を図る一方、一定期間が経過した著作物については、権利を消滅させ、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすることが文化の発展につながるから、設けられた制度である。富田氏の本論にあるように、現在、これを七〇年に延長しようという動きが出ている。日本音楽著作権協会（JASRAC）や日本文藝家協会が要望し、すでに文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に要望書が提出されている。

作家で文藝家協会知的所有権委員長長の三田誠広氏は、「たとえばサン・テグジュペリ（一九四四年死亡）は欧米では権利が続いているが、日本では勝手に翻訳が出せる。野蠻な国と見られているだろう。権利が切れると誤植の多い安易なものが公開される心配がある。私生活を曝露した作品で遺族が迷惑する例もあり、その防止のためにも作者の孫の生存期間程度は権利を継続すべき」と、保護期間延長の必要性を訴えている（朝日新聞〇五年七月一六日付）。

近いうちに保護期間の延長が実現すること、青空文庫のようなかたちでの無料公開が

できなくなるのは、五〇年代後半から七〇年代後半に死亡した作家の作品だ。これらのなかには、歴史的価値・文学的価値は高く評価されながらも商業ベースにのらない作品が少なくなく、埋没作品の増加が危惧される。

■iPod課金をめぐる論争

著作権法では、個人で楽しむために本や雑誌の一部をコピーしたり、音楽CDをテープに録音するといった私的な無断複製は、例外として認められる。ただし私的利用であって、デジタル式の機器・媒体（MDやDVDレコーダー）を用いる場合には、「私的録音録画補償金」を課金することが九二年に定められた。デジタル方式によればオリジナルと同品質のコピーを作ることが可能なため、コピー品が市場に流通することで権利者が損害を受ける恐れがあるからだ。

課金は個人から徴収するのでなく、「私的録音補償金管理協会」がメーカーから集め、日本音楽著作権協会や日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会などを通じて著作権者に分配される。政令で決められた課金は、MDレコーダー一台につき約四〇〇円、MD一枚につき約四円である。〇三年度の一楽曲あたりの平均分配金は約一三〇万円で、総額は約三億円だった。

〇五年に入り、課金の対象を「iPod」など流行の携帯デジタル音楽プレーヤーにも拡大することを著作権側が求め、電子情報技術産業協会などメーカー側と激しく対立している。携帯プレーヤーへの課金は実現すれば約一〇億円にのぼると推計されるが、メーカー側は競争が激しいなかで課金分を価格に転嫁するのは困難として、強く抵抗している。海外では、ドイツとフランスが携帯プレーヤーに課金、英国には制度そのものがなく、米国では録画への課金がない。

小泉直樹慶應大法学部教授（知的財産法）は、二重課金、すなわちユーザーが音楽ファイルのダウンロード時に料金を支払い、録音機器自体にも課金されることや、集められた課金の二割が「共通目的事業」の名目で管理協会に留保されている不透明性を問題点として挙げ、「補償金制度そのものの国民の信頼醸成に努め、技術の進展をしばらく見守るのも一策ではないか」と拙速な拡大を戒めている（日本経済新聞〇五年八月九日付）。